

## 役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人阿部育英基金(以下「本基金」という。)定款第17条および第31条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事および監事、ならびに評議員を併せた総称をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人の所在地を主たる勤務場所とする役員等をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)および手数料等の経費をいう。

### (報酬)

第3条 本基金は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。  
ただし、常勤役員の通常の職務執行に対する対価としての報酬等は支給しない。

- 2 役員等(常勤役員を除く)の通常の職務執行の対価として報酬を別表1に基づき支給する。
- 3 役員等(常勤役員を除く)が理事会、評議員会に出席する場合は、別表2に基づき報酬を支給する。

### (報酬の支給)

第4条 前条第2項による報酬の支給は、発生の日より請求をまって遅滞なく支給する。  
また、前条第3項による報酬は、理事会、評議員会の開催月の翌月10日までに支給する。

### (費用)

第5条 本基金の役員等がその職務執行にあたって負担した費用については、その実費の請求をまって遅滞なく支給する。

- 2 役員等が評議員会、理事会等に出席するための交通費等軽微な費用は支給しない。  
ただし、遠隔の地から公共交通機関を利用して出席する場合等には、交通費等の実費を支給することがある。

### (報酬、費用の支給方法)

第6条 報酬および費用の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(公表)

第7条 本基金は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 第3条第2項の報酬の請求、および第5条第1項の費用の請求は「役員等の職務執行に関する命令・承認書」により行う。

附則

この規程は、公益法人の設立登記の平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1(第3条第2項関連)

職名	報酬の額
評議員、理事、監事	1日の職務執行が2時間以上5時間以内のとき 日額 5,000円
	1日の職務執行が5時間を越えるとき 日額 10,000円

別表2(第3条第3項関連)

職名	報酬の額
評議員、理事、監事	日額 10,000円